

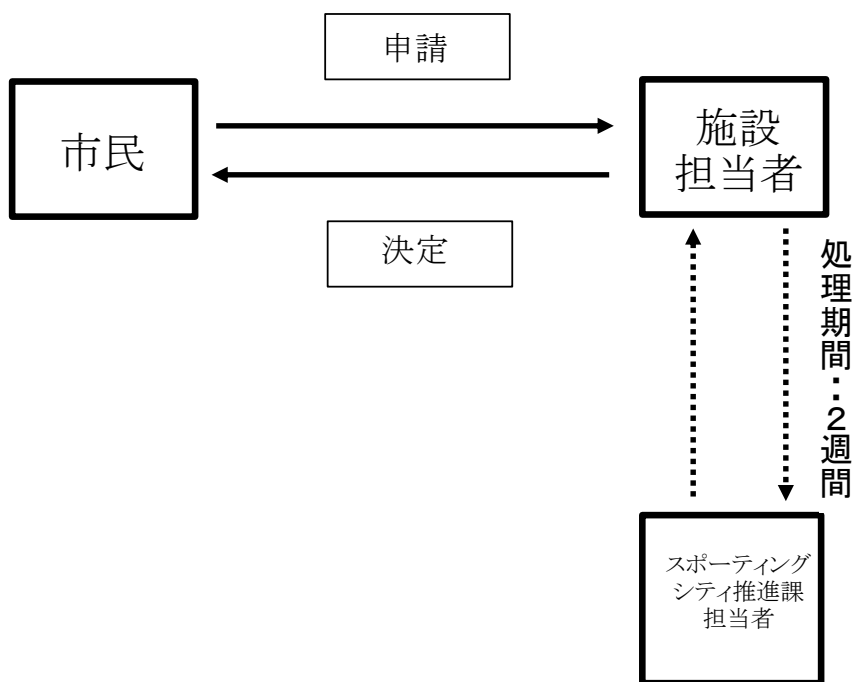
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 26

処 分 名	野外活動センターの使用料の減免	
処 分 の 概 要	野外活動センターの使用料を減免する。	
根 拠 法 令 名	松山市野外活動センター条例	
条 項	第6条	
所 管 課	スポーツシティ推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	2週間	
標準処理期間	計	2週間
判断基準	<p>松山市野外活動センター条例施行規則第9条の各項に該当する場合</p> <p>【根拠法令等】 松山市野外活動センター条例 (使用料の減免) 第6条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>●松山市野外活動センター条例施行規則 (使用料の減免) 第9条 条例第6条の規定により、次の各号に定める額の使用料を減免することができる。</p> <p>(1) 学生、生徒又は児童及び園児(引率者を含む。)が、以下の規定に基づき、教育又は保育課程の一環として使用するとき。 半額</p> <p>ア. 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)に基づく、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領</p> <p>イ. 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学設置基準</p> <p>ウ. 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)に基づく、保育所保育指針</p> <p>(2) 松山市青少年団体連絡協議会又はその構成団体の団員(引率者を含む。)が、松山市野外活動センター条例第1条の目的で使用するとき。 半額</p> <p>(3) 心身障害者(介護人を含む。)が使用するとき。 半額</p> <p>(4) 松山市スポーツ少年団に登録している団体の団員(引率者を含む。)が、スポーツ少年団活動として使用するとき。 半額</p> <p>(5) その他市長が特別な事由があると認めるとき。 その都度市長が定める額。</p> <p>2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、松山市野外活動センター使用料減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。ただし、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者で、手帳等の提示をしたものについては、この限りではない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。